

放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託に係る提案募集について

次のとおり提案を募集します。

令和8年9月3日

分任契約担当者 放送大学学園財務部長 松本博樹

記

1. 提案を募集する事項

- (1) 件 名 放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託
- (2) 仕 様 放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託仕様書（以下仕様書という）のとおりのとおり

提案募集に係る説明会の開催場所及び時間

日時 令和8年9月17日（木）15：00～

オンライン（Zoom 使用）にて開催するため、提案募集に係る説明会への参加を希望する者は

令和8年9月16日（水）17時00分までに下記 E-mail にて連絡すること。

E-mail：sou_terada@ouj.ac.jp 本件担当 広報課 寺田

E-mail 件名：【提案募集に係る説明会参加希望】放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託

※受信した E-mail の返信により、ミーティング情報を通知する。

参加は任意だが、説明会に出席することが望ましい。

2. 概算予算額

総額 7,000 千円（消費税含む）以内とする

内訳

1 期業務 令和9年3月31日まで 3,500 千円（消費税含む）以内

2 期業務 令和10年3月31日まで 3,500 千円（消費税含む）以内

3. 応募者に必要な資格に関する事項

- (1) 「放送大学学園契約事務取扱規程」第4条及び第5条の規定に該当しない者であること
- (2) 有効年度が令和8年度の「全省庁統一資格」において業種区分が「役務の提供等」であつて、A、B、Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 放送大学学園から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 提案に係る提出書類等

放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託に係るプロポーザル方式入札実施要領による。

5. 公募要領一式の交付場所ならびに提出書類等の提出先及び提出期限

- (1) 公募要領一式の交付場所ならびに提出書類等の提出先

下記7と同じ

(2) 提出期限 令和8年9月30日(水) 17時(必着)

6. 提案の審査方法等

提出書類により審査を行い、審査会の翌日以降に結果を通知する。

なお、審査内容や経過に関する問い合わせには応じない。

7. 契約について

契約書の作成を要する。

8. 本件に関する問合せ先

〒261-8586 千葉県美浜区若葉 2-11

放送大学学園 総務部広報課 担当：寺田（テラダ） E-mail: sou_terada@ouj.ac.jp

電話 043-298-4417（問合せ時間 月～金 10:00～12:00、13:00～17:00）

9. その他

(1) 提案に要する経費は、全て提案者負担とする

(2) 提出された書類等は、返却しないものとする

(3) 「3. 応募者に必要な資格に関する事項」に定める資格を有しない者、提出書類に虚偽の記載をした者の企画提案は無効とする。

(4) 企画競争の結果については、各提案者に通知する。

(5) 諸事情により、入札公告の取消しなどを行う場合がある。

放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託

仕様書

1. 業務名・履行期間

(1) 業務名

放送大学ブランディング推進事業に伴うクリエイティブ制作業務委託(以下「本業務」という)

(2) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日(金)

1期業務 令和9年3月31日(水)まで

2期業務 令和10年3月31日(金)まで

2. 業務の目的

放送大学学園では、学園のブランド価値を社会に示すとともに、学園で働く者が学園の価値を共有し、誇りをもって業務に当たれるよう、ブランドコアを策定した。

本業務は、当該ブランドコアを基に、ブランドメッセージ、ビジュアルアイデンティティ及びブランドムービーを制作し、学園のブランド価値の発信及び学内外への浸透を図ることを目的とする。

(参考) 放送大学学園ブランドコア

<https://www.ouj.ac.jp/about/ouj/brandcore/>

3. 業務概要

本業務は、放送大学学園のブランドコアを基に、ブランドメッセージ、ビジュアルアイデンティティ及びブランドムービーを制作するものである。

受託者は、学園と協議の上、各成果物の企画、デザイン、制作、修正及び納品を行うものとする。

4. 業務内容

受託者は、放送大学学園のブランドコアの趣旨を十分に理解した上で、学園と協議しながら、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ブランドメッセージの制作

学園のブランド価値、特色及び目指す姿を的確に表現し、学園内外に一貫して伝達できるブランドメッセージを制作すること。

なお、制作に当たっては、学園の意図を適切に反映するとともに、広報活動や各種媒体への展開を見据えた表現とすること。

(2) ビジュアルアイデンティティ(VI)の制作

学園のブランドイメージを視覚的に表現するビジュアルアイデンティティを制作すること。

なお、制作に当たっては、ポスター、ウェブサイト、パンフレット等、各種媒体への展開を想定し、汎用性、視認性及び統一性に配慮すること。

(3) ブランドムービーの制作

学園のブランド価値及び魅力を効果的に伝えるブランドムービーを制作すること。

なお、制作に当たっては、学園のブランドコアを踏まえた構成及び演出とし、学園の広報活動及び学内外への発信に活用できる内容とすること。

＊制作する動画は 5～10 分程度のものを想定しているが、同じ内容を再編集したショート動画(1 分程度)も合わせて制作すること。

(4) 協議及び修正対応

各成果物の制作に当たっては、学園と十分に協議を行い、その意向を反映させること。

また、学園からの指示に基づく修正については、適切に対応すること。

(5) ブランド浸透の工夫

ブランドコアを社会に伝達するためのコミュニケーション戦略を整理し、ブランドメッセージ、VI、ブランドムービーの各施策が一貫した方針のもとで機能するよう設計すること。放送大学のコミュニケーションネームの位置付け・活用についても、学園と協議の上、提案に含めること。

制作の過程において、放送大学の学生や教職員を巻き込みブランドを浸透させるような工夫を行うこと。

5. 成果物

受託者は、次に掲げる成果物を納品するものとする。

(1) ブランドメッセージ

ブランドメッセージ一式を納品すること。

なお、必要に応じて、趣旨説明及び表現意図を含むものとする。

納品データは、学園が指定する形式により納品すること。

＜形式＞ PDF /JPG/PNG(閲覧用)、AI または PSD(編集用)等

(2) ビジュアルアイデンティティ(VI)

ビジュアルアイデンティティ一式を納品すること。

なお、デザインルール、表現指針、基本コンセプト、使用基準及び展開例を含むものとする。

納品データは、学園が指定する形式により納品すること。

＜形式＞ PDF /JPG/PNG(閲覧用)、AI または PSD(編集用)等

(3) ブランドムービー

ブランドムービー一式を納品すること。

映像データは、学園が指定する形式、解像度及び音声仕様により納品すること。

また、必要に応じて、字幕入りデータ、静止画データ、編集用データ、その他学園が指定する成果物を含むものとする。

＜形式＞MP4 形式等、解像度(フル HD 等)及び音声付きデータ
ロング・ショートの 2 パターンを制作すること

(4) 納品形式

成果物は、学園が指定する形式及び媒体により納品すること。

詳細は、学園と協議の上、別途定めるものとする。

※1期業務(令和 9 年 3 月 31 日まで)と2期業務(令和 10 年 3 月 31 日まで)について

1期業務ではブランドメッセージの制作完了までは必須とし、ビジュアルアイデンティティ(VI)とブランドムービーの工程については、2期業務期間までにすべてを完了させるために必用となる工程を令和 9 年 3 月 31 日までに完了させることとし、それぞれ、1期業務(令和 9 年 3 月 31 日まで)と2期業務(令和 10 年 3 月 31 日まで)完了の各日において、業務完了を報告するための納品書を提出するものとする。

6. 制作に当たっての留意事項

受託者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) ブランドコアの理解

放送大学学園のブランドコアの趣旨及び内容を十分に理解し、これに即した提案及び制作を行うこと。

(2) 学園との協議

制作に当たっては、学園と十分に協議を行い、学園の意向を適切に反映すること。

(3) 表現の統一性及び汎用性

成果物は、学園内外において継続的かつ効果的に活用できるよう、表現の統一性、汎用性及び展開性に配慮すること。

(4) 権利関係

制作に当たって使用する素材等については、著作権、肖像権その他の権利関係に十分留意し、必要な確認及び手続を行うこと。

(5) 情報管理

業務の遂行に当たり知り得た情報は、第三者に漏えいしてはならない。

(6) 修正対応

成果物の内容について、学園から修正の指示があった場合は、速やかに対応すること。

7. 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を提出すること。

本学は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

本件は令和8年度から令和9年度にかかる作業となるため、令和8年度の作業については令和8年度末に業務完了報告を提出し、令和9年度の作業については令和10年3月31日までに業務完了報告を提出すること。

本学は各年度の業務完了報告後に上記の検収を行い、これに合格したとき、受託者は請負代金請求書により、請負代金を請求することができる。

本学は、受託者から適法な請求書を受理したときは、受理した日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

その他業務遂行の留意点

(1) 再委託

受託者は、デザイン、サイト設計、コンテンツ作成などの各工程を一括して受託者内で完結できること。

ただし、作業工程の一部を再委託する場合には、あらかじめ本学の同意を得るものとし、再委託先の作業結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。 契約終了後も同様とする。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本学に帰属するものとする。 また、本学はあらかじめ、受託者の許諾を得て、業務の成果物等を元に翻案して、二次著作物を制作し、放送、上映、複製、貸与等を行うことができる。
- ・業務の成果物等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本学は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、本学に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

以 上